

## ◎令和3年度森林環境譲与税使途に関する事項の公表(熊本県西原村)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34号第3条により、森林環境譲与税の使途に関する事項について以下のとおり公表する。

対象年度：令和3年度

事業名	事業総額(単位:千円)		事業内容	事業詳細	事業区分
	内森林環境譲与税充当額	その他財源			
森林経営管理制度意向調査事業	29	29	・意向調査実施のための事務費	・意向調査実施面積 約105ha ・意向調査発送数 207通	意向調査の実施
意向調査森林の現地調査業務	382	382	・意向調査が終了した森林の現況調査の委託料	・50箇所 6.215ha	森林整備の準備作業
現地調査用GPS機の購入	1,172	1,172	・現地調査に用いる境界確認用のGPS機の購入	GPS機 1セット	森林整備の準備作業
阿蘇地域林業担い手協議会及び阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会負担金	281	281	・林業担い手確保のための情報発信や人材育成と技術向上を目的に活動する、熊本県、阿蘇地域7市町村、管内の林業事業体で構成される協議会への負担金	・人材育成や確保のための研修、講習、イベントの開催	人材育成・担い手確保
西原村森林環境譲与税基金積立	5,344	5,344	・今後、事業が増大すると予想される森林整備や林道及び森林作業道の整備に備えた積立		基金積立
計	7,208	7,208	0		

### 森林環境譲与税導入の効果

昨年度に引き続き不在村者を対象とした意向調査の実施により、森林所有者に自らの森林経営について考えて頂く良い機会となった。課題であった私有林整備の必要な林業従事者の確保が出来たため、新しく現地調査及び調査のためのGPS機の購入を行った。調査が終了し、まとまった面積が確保出来次第、集積計画の作成に向け、進めていきたい。